

11月の健康カレンダー

※お住まいの地域に関わらず、どの事業でも参加できます

子育て

事業名	とき	ところ	内容など(●は、母子健康手帳が必要です。)	おたずね	
出雲地域	子ども家庭相談	7日(金)・21日(金)	9:30~16:00	いずも子育て支援センター 臨床心理士による育児の悩みや発達に関する相談 ※要予約 親子で音楽にあわせて身体を動かすことを楽しもう！	21-5772
	うきうき音楽遊び	20日(木)	11:00~12:00		
	かみかみタイム	18日(火)	駅ナカ赤ちゃんルーム さんびーの広場	10:00~12:00	21-1496
	おっぱい相談	17日(月)		10:30~11:30	
	栄養士さんと話そう	6日(木)		10:30~11:30	
	わくわく音楽あそび	19日(水)	市役所本庁1階キッズルーム	13:30~15:00	24-9872
赤ちゃんのお世話教室	22日(土)			21-6981	
平田地域	子ども家庭相談	19日(水)	13:30~15:50	ひらた子育て支援センター 臨床心理士による育児の悩みや発達に関する相談 ※要予約 親子の交流会 対象/おおむね1歳までの乳児と母 親子の交流会 対象/おおむね2歳までの乳児と母 リズムや音楽に合わせて体を動かします。 絵本の読み聞かせ 手遊び・工作など、みんなで楽しめる時間 健康運動指導士の指導による親子体操 小児科医による乳幼児の病気と発育に関するミニ講座 テーマ/事故予防 ご家庭にある壊れたおもちゃを直します。	63-3990
	ひらたびびよサロン	10日(月)	10:00~11:30		
	わいわいルーム	20日(木)	10:30~11:30		
	リズムであそぼ!	17日(月)	11:00~11:15		
	おはなし読んで	毎週火曜	11:00~11:30		
	ハッピーたいむ	毎週水曜	11:00~11:30		
	わいわいキッズ	6日(木)			
	お医者さんと話そう	13日(木)	14:00~14:30		
おもちゃの病院	1日(土)	10:00~11:00			
佐田・多伎・湖陵地域	ブチャっひろば	8日(土)	9:00~11:00	さだ子育て支援センター(須佐保育所) 須佐保育所秋まつりに参加 場所:須佐保育所 対象/0~3歳 絵本の読み聞かせとお話で遊ぼう。 身体計測、子育て・栄養相談 ●	84-0125
	おはなし広場	12日(水)	10:15~10:45		
	すすく相談日	19日(水)	9:30~11:30	たき子育て支援センター(たき保育園) 乳幼児の身体計測・誕生会 ●	86-2711
	すすくハッピー広場	7日(金)			
	あかちゃんとおかあさんのつどい	28日(金)			
アップルひろば	20日(木)	10:00~12:00	こりよう子育て支援センター(ハマナス保育園) 乳幼児の身体計測・発達相談 ●	43-2621	
大社地域	まるまるくらぶ(0歳児サークル)	10日(月)	10:00~11:30	たいしゃ子育て支援センター 子育てサポーター自主企画講座 ※要予約 ベビーマッサージ ※要予約 おはなしわくわくタイム(絵本の読み聞かせ) カリンバリンパ演奏会 おやこで工作遊び ※要予約 誕生会(11月生まれさんを皆でお祝いしましょう)	53-2666
		20日(木)			
		7日(金)			
	おやこなかよし教室	14日(金)			
		21日(金)			
斐川地域	ふたごちゃん、みつごちゃんの会	25日(火)	14:00~16:00	ひかわ子育て支援センター(斐川まめなが一番館) 対象/ふたごちゃん、みつごちゃんの親子 対象/1歳以上の子どもさんと保護者 ※要予約 対象/お孫さんがおられる方、またはその予定の方 ※要予約 親子で音楽に触れながら、身体を動かしましょう。	73-7375
	まめっこミニ運動会	12日(水)	10:00~11:30		
	孫育て講座	26日(水)			
	ミュージックタイム	28日(金)			

離乳食教室

事業名	内容など	とき	ところ	おたずね 予約先
もくもくごっくん ※要予約	対象/4か月健診終了児~7か月頃の赤ちゃんの家族 (1回食頃)	25日(火)	13:30~15:30	21-6981
わくわく離乳食教室 ※要予約	対象/7か月~10か月頃の赤ちゃんの家族(2~3回食頃)	18日(火)	10:00~12:00	
PAKUPAKUらんど ※要予約	対象/10か月頃~1歳6か月頃の子どもと家族 (3回食頃)	4日(火)		

※参加費100円、先着15名、託児も可能です。

☎: 市役所

健康相談

事業名・内容など	とき	ところ	おたずね 予約先
妊婦・乳幼児健康相談 ※対象/妊婦・就学前の乳幼児及び保護者 ※母子健康手帳を持ってきてください。	5日(水)・12日(水) 19日(水)・26日(水)	9:30~11:00	いずも子育て支援センター
	26日(水)	9:30~10:30	ひらた子育て支援センター
	12日(水)	10:00~10:30	湖陵保健福祉センター
	25日(火)	10:00~11:00	大社健康福祉センター
		9:30~11:00	斐川まめなが一番館
すこやかライフ健康相談 ※要予約 ※専門職の配置により、会場や時間帯によってはお受けできない相談内容がありますので、まずはお問い合わせください。	25日(火)	9:00~16:30	☎本庁
	21日(金)	9:00~16:00	☎平田支所 相談室
	6日(木)	9:00~12:00	☎佐田支所 相談室
	17日(月)		☎多伎支所 相談室
	18日(火)		湖陵保健福祉センター
	13日(木)	9:30~16:00	大社健康福祉センター
	10日(月)		斐川まめなが一番館
心の健康相談 ※要予約 ※お住まいの地域以外の場所でもご利用いただけます。	5日(水)・19日(水)	13:00~14:30	出雲保健所
	20日(木)	13:30~16:00	☎平田支所 相談室
	25日(火)		☎佐田支所 相談室
	18日(火)		☎多伎支所 相談室
	19日(水)		湖陵保健福祉センター
	6日(木)		大社健康福祉センター
	11日(火)		斐川まめなが一番館
酒害相談・家族交流会 ※要予約	12日(水)	9:00~11:00	出雲保健所

～乳幼児健診～ 次の乳幼児健診は郵送で案内します

→4か月児健診【H26年6月生まれ】 1歳6か月児健診【H25年4月生まれ】 3歳児健診【H23年10月生まれ】

予 防 接 種

第2期麻疹風しん、二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種を受けましょう！

対象者の保護者の方へ、今年4月に個別通知をしました。まだ接種を受けておられない方は、早めに接種しましょう。

予防接種名	通知対象者	接種期限
第2期麻疹風しん	平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれのお子さん (年長児)	平成27年3月31日
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれのお子さん (小学校6年生)	13歳の誕生日の前日

予防接種については、
健康増進課まで
お問い合わせください。
☎ 21-6829

平成26年度 歯周疾患検診 実施中！

市では、年度末年齢40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の方を対象に、歯周疾患検診を実施しています。

★対象の方には、9月末に、案内はがきを送付しています。

実施期間	検査内容	実施場所	個人負担金
10月～12月末 (最終診療日まで)	口腔内検診 歯周疾患検診 歯科保健指導 プロフェッショナル クリーニング	市内歯科医療機関 ※要予約 ※案内はがきに 記載しています。	510円 ただし、70歳の方、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方は無料

歯周疾患は、歯を支える歯肉と骨に影響を及ぼす、歯周病といわれる歯の疾患です。気づかずに放置し、進行すると歯が失われる原因となります。

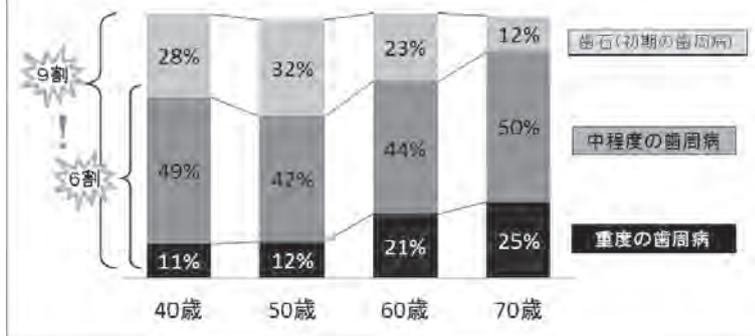
あなたも「歯周病」?! 平成25年度受診者の約9割が歯周病! (初期の状態を含む)

40歳の若い人でも
6割の方が中程度以上の
歯周病なんだね!



年齢とともに
重度の方が増えてるね。
重度になると自然と歯が抜けたり、
治療するにも抜歯が必要となることが多いんだ。

平成25年度歯周疾患検診結果から
受診者のうち、歯周病と判定された方の割合



歯周病は、痛みなどの自覚症状がほとんどないため、気づかぬうちにひどくなっているケースが多いです。

歯周病の予防には、日々の歯と歯ぐきのチェックや手入れ、半年に1回は歯科医院を受診し、プロのケアを受けることが大切です。

検診をきっかけのひとつとして、ぜひ、お口の健康に目を向けてください。

高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種となります。

10月から高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が定期接種(国が接種をおすすめする予防接種)となります。

対象となる年度のみ、定期接種としての公費助成が受けられます。9月30日までの対象者とは異なりますので、ご注意ください。



- 実施時期:10月～平成27年3月31日
- 実施場所:指定医療機関
- 対象者:(1)年度末(平成27年3月31日)に次の年齢になる方

65歳	昭和24年4月2日～ 昭和25年4月1日生	85歳	昭和4年4月2日生～ 昭和5年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日生～ 昭和20年4月1日生	90歳	大正13年4月2日生～ 大正14年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日生～ 昭和15年4月1日生	95歳	大正8年4月2日生～ 大正9年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日生～ 昭和10年4月1日生	100歳以上	大正4年4月1日以前の生まれの方

(2)接種日年齢が60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全のウイルスによる免疫の機能に障がいをする方

※ただし、過去に23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)接種を受けたことがある人は対象とはなりません

- 接種方法:23価肺炎球菌ワクチンを1回
- 自己負担金:5,000円 ※生活保護世帯接種(接種日現在)は無料
- 周知方法:10月中旬に接種対象者に個別通知を行います
- 持参する物:予診票(個別通知に同封)、健康保険証または後期高齢者医療証

高齢者インフルエンザ予防接種を受けましょう。

市では、満65歳以上の高齢者の方を対象に、インフルエンザワクチン接種の助成を行います。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間かかり、その効果が十分に持続する期間は5か月間とされています。早めに接種を受けましょう。

- 実施時期:10月20日(月)～平成27年1月31日(土)
- 実施場所:指定医療機関
- 対象者:(1)接種日年齢が65歳以上の方
(2)接種日年齢が60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全のウイルスによる免疫の機能に障がいをする方



- 接種回数:1回
- 自己負担金:1,500円 ※生活保護世帯の方のみ無料
平成26年度から市民税非課税世帯の自己負担金は免除とはなりません
- 持参する物:予診票、健康保険証または後期高齢者医療証
※予診票は健康増進課・各支所(市民福祉課、市民サービス課、健康福祉課)及び実施医療機関にあります

水痘(みずぼうそう)の予防接種が定期接種となります。

水痘は「みずぼうそう」といわれ、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。水痘ワクチンの接種により、水痘の感染、重症化を予防しましょう。

●実施時期:10月～平成27年3月31日

●対象者:満1歳～満3歳未満のお子さん

経過措置:満3歳～満5歳未満のお子さん(平成27年3月31日まで)

※すでに水痘に罹患したことがある方は対象とはなりません

●接種回数:2回 ただし、経過措置対象者は1回



接種日の年齢	これまでに水痘ワクチンを受けた回数		
	0回	1回	2回
満1歳～3歳未満	2回	1回	接種できません
満3～5歳未満	1回	接種できません	接種できません

※生年月日によっては、接種可能期間が非常に短いので、ご注意ください。

※過去に水痘ワクチンの接種を受けた方は、同じ回数分の接種を受けたものとみなします

●他のワクチンとの間隔:生ワクチンのため、他のワクチンとの接種間隔は27日以上あけてください

●自己負担金:無料

●周知方法:10月中旬に対象者に個別通知を行い、予診票と接種可能な医療機関一覧を送付します

●持参するもの:予診票、母子健康手帳、健康保険証

おたずね/健康増進課 ☎21-6829

平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

平成26年度の税制改正で、軽自動車税の税率が見直されたことで、平成27年度から軽自動車税の税率が引上げとなります。

原動機付自転車・軽自動車二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車

平成27年度から次のとおり税率(年税額)を引き上げます。

車種区分		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,200円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,400円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,900円	2,400円
	50cc以下ミニカー	3,000円	3,700円
軽自動車二輪(125ccを超え250cc以下)		2,800円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,800円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,900円	2,400円
	その他	5,600円	5,900円

軽自動車(三輪及び四輪以上)

平成27年度から次のとおり税率(年税額)を変更します。

最初の新規検査年月(車検証の「初度検査年月」)で、現行税率、新税率、重課税率(平成28年度から)のいずれかの税率になります。

車種区分		現行税率	新税率 (平成27年度から)	重課税率 (平成28年度から)
軽三輪		3,700円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	貨物	営業用	3,600円	4,500円
		自家用	4,800円	6,000円
	乗用	営業用	6,600円	6,900円
		自家用	8,600円	10,800円

現行税率

平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、最初の新規検査から13年を経過するまで適用。

新税率(平成27年度から)

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両で、最初の新規検査から13年を経過するまで適用。

重課税率(平成28年度から)

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両に対し、新税率のおおむね1.2倍の税率を適用。ただし、電気自動車等は重課税率の対象外。

※平成28年度は、最初の新規検査年月が、平成14年以前の車両が対象

平成29年度は、最初の新規検査年月が、平成16年3月以前の車両が対象

おたずね/市民税課 ☎21-6703